## 神戸三田国際公園都市の地域振興に係る連携協力協定書

兵庫県(以下「甲」という。)、三田市(以下「乙」という。)、関西学院大学 (以下「丙」という。)、は、甲と丙が2017年3月15日付で締結した「地域 創生に係る包括連携協力協定書」、乙と学校法人関西学院が2005年2月1日付 で締結した「連携協力に関する協定書」の趣旨を踏まえ、神戸三田国際公園都市における持続的な活力ある地域社会の実現に向け、次のとおり、連携協力に関する協 定 (以下「本協定」という。) を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が連携のもと地域活性化、産業・雇用、人材育成 などの分野において相互に協力し、神戸三田国際公園都市の地域振興に資するこ とを目的とする。

## (協力事項)

- 甲、乙及び丙は、次の事項について協力する。
  - (1)カルチャータウン地区の活性化または交流の拡大に関する事項(2)産学官民の連携促進、起業家支援に関する事項

  - (3)若年層の定住促進、地域に貢献する人材育成に関する事項
  - (4) ニュータウンの都市再生に関する事項
  - (5) その他三者が必要と認める事項
- 甲、乙及び丙は前項の事項に資する神戸三田キャンパスインキュベーション施 設による産学官民連携機能、地域交流機能に学生寮を併設した複合施設整備事業 (以下「施設整備事業」という。) について、連携して取組を進める。
  - (1) 甲は、甲が所有するカルチャータウン用地を、丙が施設整備事業を行うた め、丙に譲渡する。
  - (2)甲及び乙は、丙が行う施設整備事業の円滑な実施が図れるよう支援を行
  - (3)丙は、甲及び乙との連携のもと、「産学官民連携のまちづくり」を目指し て、施設整備事業を推進する。

第3条 甲、乙及び丙が連携協力するための前条第2項第2号の支援については、 甲、乙及び丙が協議のうえ、決定する。

(協定期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から2026年(令和8年)3月31日ま でとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から3ヶ月前までに、いずれから も異議の申し入れがないときには、さらに1年更新するものとし、その後も同様 とする。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項または変更を必要とする事項については、甲、乙 及び丙協議のうえ、これを決定する。

以上のとおり本協定を締結したことを証するため、協定書を3通作成し、甲、乙 及び丙が記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

2021年(令和3年)6月28日

甲 兵庫県 井 户敏 知 事 Ξ 三田市 2 市 長 森 哲 男 関西学院大学 丙 長 村 田 治